

論点等説明シート	
担 当 局	文化庁
事 業 名	国宝重要文化財等の買上げ
論 点 等	
・ 目的を達成する上で、事業の成果検証のためにアウトプット、アウトカムは適切に設定されているか。 ・ これまでの事業成果を踏まえた今後の事業展開の在り方について。	

国宝重要文化財等の買上げ

基本情報

組織情報	府省庁	文部科学省						
	事業所管課室	文化庁 文化財第一課 審議会係						
	作成責任者	三輪善英						
	その他担当組織	文化庁 政策課 文化庁 政策課 管理係 文化庁 政策課 会計室 予算係 文化庁 文化財第一課 文化庁 文化財第一課 総括係						
基本情報	予算事業ID	001815	事業開始年度	1950		事業終了（予定）年度	終了予定なし	
	事業年度	2025		事業区分	前年度事業			
政策・施策	政策所管	政策			施策		政策体系・評価書URL	
	文部科学省	1 2 文化芸術の振興			1 2ー1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実		https://www.mext.go.jp/content/20211224-mxt_kanseisk02-000019646_12-1.pdf	
関連事業	--			主要経費	その他の事項経費			
概要・目的	事業の目的	有償譲渡が検討されている国宝・重要文化財等について、真に国による買上げが必要なものに関り、本事業による買上げを実施するとともに、買上げを実施した美術工芸品について、国民の財産として、広く公開・鑑賞の機会を確保する。						
	現状・課題	令和7年5月1日現在、我が国では約1万件の美術工芸品が国宝・重要文化財に指定されており、その約80％が民間人・民間団体による所有となっている。近年の急激な少子高齢化の進行等の中で、国宝・重要文化財の所有者による管理の維持・継続が困難となり、他者への売却等が検討されるケースが少なからず生じているが、対応を誤ると、当該文化財の滅失・毀損や海外流出のリスクを生じさせる。						
	事業の概要	このような状況に対応するため、国が保存管理の措置を講ずる必要がある文化財を買上げ、適切な保存管理を行う。また、重要無形文化財（工芸技術）を継承し、保護していくために、無形文化財資料（工芸技術作品）についても、前年度に工芸技術記録映画の製作対象となった重要無形文化財（各個認定）保持者の作品の他、日本伝統工芸展の受賞作品等を購入する。 さらには、これら買上げ・購入した文化財を展覧会等により広く公開活用することによって、国民の文化的生活の向上を促すことに繋げる。						
	事業概要URL	--						
根拠法令	法令名				法令番号	条	項	号・号の細分
	文化財保護法				昭和二十五年法律第二百十四号	第四十六条	--	--

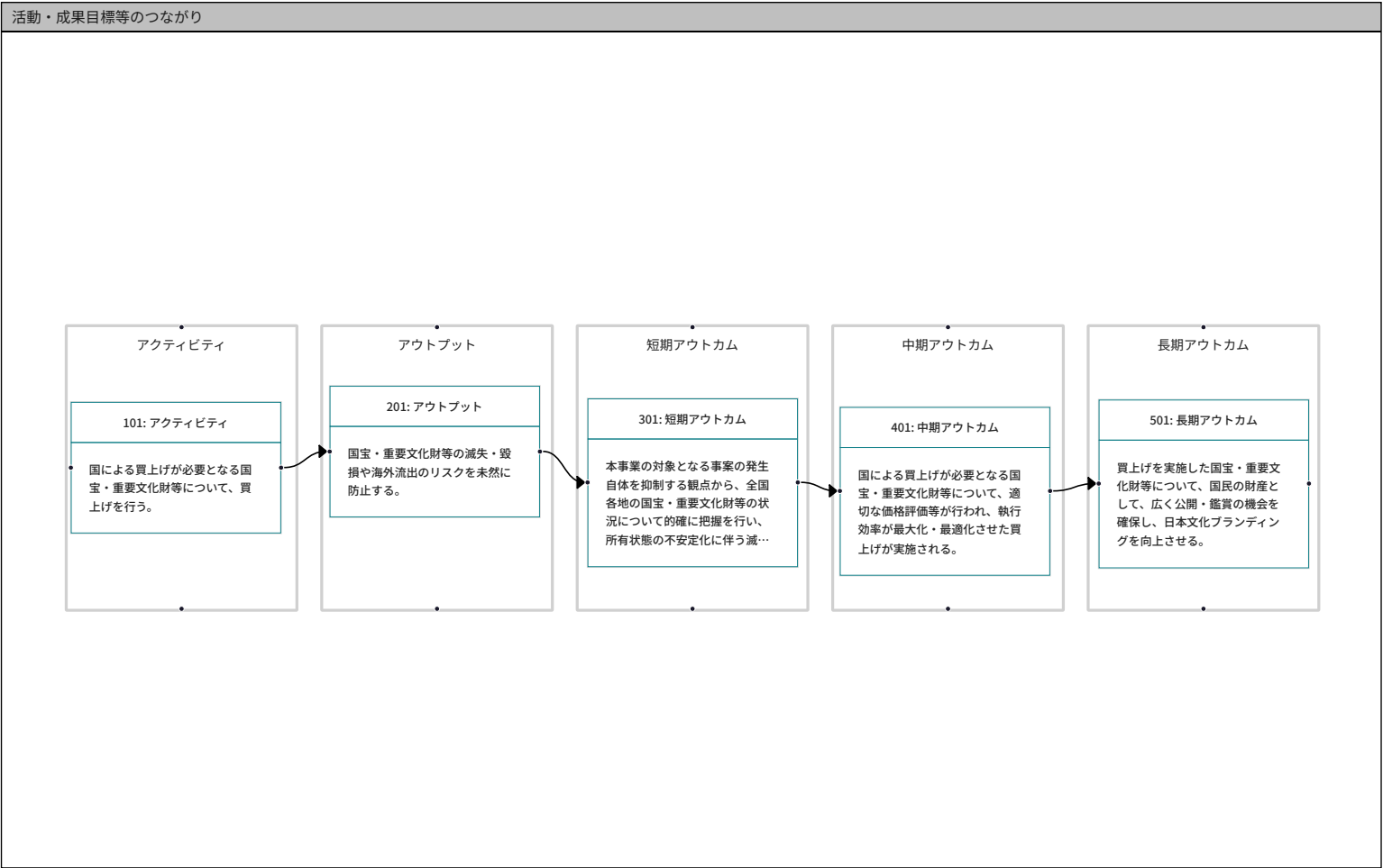
関係する計画・通知等	計画・通知名		計画・通知等URL	
	国宝・重要文化財等買取基準		https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kokuyuzaisan/pdf/kaitorikijun.pdf	
	国宝・重要文化財等買取要領		https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kokuyuzaisan/pdf/kaitorioryo.pdf	
	文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－（令和5年3月24日閣議決定）		https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/	
実施方法	直接実施			
補助率等	補助対象	補助率	補助上限等	補助率URL
	--	--	--	--
備考	--			

予算・執行

予算額執行額表 (単位：千円)			2022	2023	2024	2025	2026
	要求額		1,114,300	1,113,600	1,114,336	1,003,476	--
	当初予算		1,003,500	1,003,700	1,003,476	1,003,476	--
	補正予算		--	--	--	--	--
	前年度から繰越し		--	--	--	--	--
	予備費等		--	--	--	--	--
	計		1,003,500	1,003,700	1,003,476	1,003,476	--
	執行額		1,001,700	980,089	899,568	--	--
	執行率		99.8%	97.6%	89.6%	--	--

予算内訳表 (単位：千円)	会計区分	会計	勘定	要望額		備考	
	一般会計	一般会計	--	--		--	
		予算種別/歳出予算項目			備考	予算額	翌年度要求額
		当初予算	一般会計 / 文部科学省 / 文化庁 / 文化財保存事業費 / 国宝重要文化財等買上費			1,002,095	--
		当初予算	一般会計 / 文部科学省 / 文化庁 / 文化財保存事業費 / 諸謝金			910	--
		当初予算	一般会計 / 文部科学省 / 文化庁 / 文化財保存事業費 / 委員等旅費			191	--
		当初予算	一般会計 / 文部科学省 / 文化庁 / 文化財保存事業費 / 庁費			150	--
		当初予算	一般会計 / 文部科学省 / 文化庁 / 文化財保存事業費 / 職員旅費			130	--
	主な増減理由	--			その他特記事項	--	

効果発現経路



アクティビティからの発現経路 101-201-301-401-501

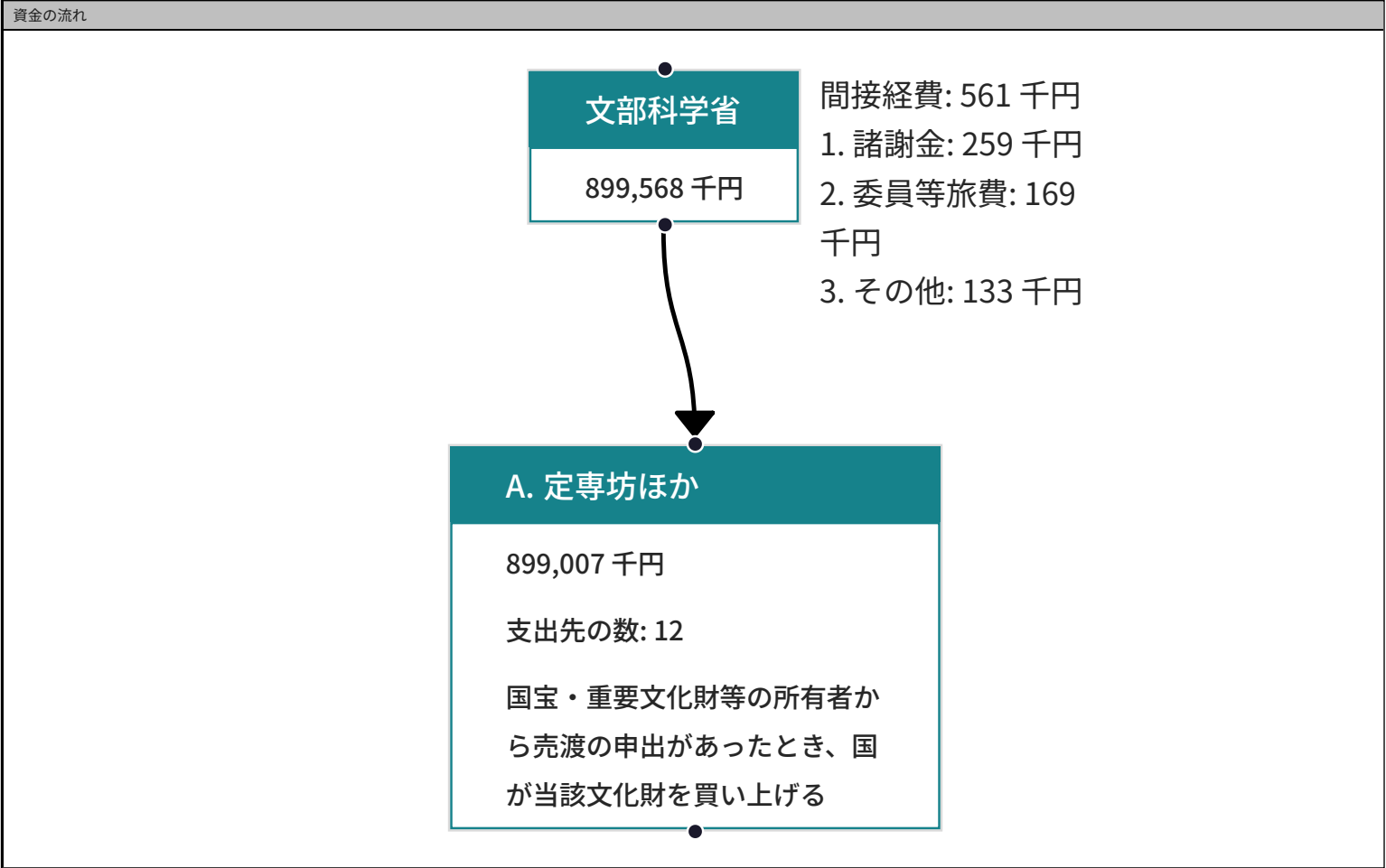
アクティビティ	国による買上げが必要となる国宝・重要文化財等について、買上げを行う。				
アウトプット	活動目標	国宝・重要文化財等の滅失・毀損や海外流出のリスクを未然に防止する。		活動指標	毎年度の買取予定件数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
	当初見込み／目標値(件)	6	10	12	12
	活動実績／成果実績(件)	9	7	5	--
 後続アウトカムへのつながり	買上げた文化財の適切な保存管理のために、劣化やき損の恐れのある文化財を修理する。				
短期アウトカム	成果目標	本事業の対象となる事案の発生自体を抑制する観点から、全国各地の国宝・重要文化財等の状況についての確に把握を行い、所有状態の不安定化に伴う滅失・毀損や海外流出の発生リスクを最小化する。		成果指標	新たな所在不明文化財の発生件数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	文化庁への情報提供数等
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		目標年度 2025年度			
	当初見込み／目標値(件)	0			
	活動実績／成果実績(件)	--			
	達成率(%)	--			
 後続アウトカムへのつながり	買上げ・購入し、修理を含む適切な保存管理を実施している文化財を、展覧会等により広く公開活用する。				

中期アウトカム	成果目標	国による買上げが必要となる国宝・重要文化財等について、適切な価格評価等が行われ、執行効率が最大化・最適化させた買上げが実施される。			成果指標	買上げが必要な文化財の買上げ実施率	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--			実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	購入件数／買取評価会に諮った件数	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--			アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
活動・成果目標と実績					目標年度 2025年度		
	当初見込み／目標値(%)				100		
	活動実績／成果実績(%)				--		
	達成率(%)				--		
↓ 後続アウトカムへのつながり	買上げた文化財を公開活用する美術館及び博物館が増加することで、その施設を利用する国民の文化的生活の向上を促す。						
長期アウトカム	成果目標	買上げを実施した国宝・重要文化財等について、国民の財産として、広く公開・鑑賞の機会を確保し、日本文化ブランディングを向上させる。			成果指標	88件（公開承認施設全110件の約80%の件数）以上の美術館及び博物館で買上げた文化財の公開活用	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--			実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	無償貸付実績一覧	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--			アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	最終目標年度 2028年度
	当初見込み／目標値(件)	85	85	88	88	88	88
	活動実績／成果実績(件)	68	42	--	--	--	--
	達成率(%)	80	49.4	--	--	--	--
事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名前	--					
	URL	--					
	該当箇所	--					

点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果	本業務は予算内で保護の必要のある国宝・重要文化財を購入するものであり、予算総額や購入する文化財の金額により、成果実績は上下することから、継続して保護の必要性のある国宝・重要文化財を買上げた実績を積み上げることが重要である。その観点では毎年度継続的に保護の必要性のある国宝・重要文化財を買上げていることから事業効果はあるといえる。		
	目標年度における効果測定に関する評価	--		
	改善の方向性	買上げ候補となる美術工芸品が多数存在している中、全体的にその価格や関連経費も増加傾向にあり、引き続き、設定したアウトカム指標等に基づき、毎年評価を行いつつ、事業の遂行に取り組む。		
外部有識者による点検	点検対象	--	最終実施年度	2025
	対象の理由	--		
	所見	--		
	公開プロセス結果概要	--		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見	--	詳細	--
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況	改善点・反映状況	--		
	反映額	会計	勘定	反映額 (千円)
		--	--	--
	詳細	--		
公開プロセス・秋の年次公開検証（秋のレビュー）における取りまとめ	--			
その他の指摘事項	--			

支出先



支出先上位者リスト (単位：千円)	支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
	A 定専坊ほか		899,007	12	国宝・重要文化財等の所有者から売渡の申出があったとき、国が当該文化財を買い上げる		
	支出先名		支出額	法人番号			
	定専坊		371,800	4120005001473			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	紙本著色親鸞伝絵 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)		371,800	1	100	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	徳勝寺		180,000	6200005004623			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	梵鐘 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)		180,000	1	100	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	学校法人大阪青山学園		156,200	7120905003475			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	明月記 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)		156,200	1	100	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	阿弥陀寺		150,000	1160005008229			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	木造薬師如来坐像 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)		150,000	1	100	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	個人A		28,000	9999999999999			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	

	御野国加毛郡半布里大宝二年戸籍断簡 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)	28,000	1	100	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	個人 B	3,392	9999999999999		
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
	友禅訪問着「波に魚」 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)	3,392	1	100	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	個人 C	2,420	9999999999999		
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
	彫漆箱「遥かに」 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)	2,420	1	100	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	個人 D	2,100	9999999999999		
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
	紬織着物「月あかり」 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)	2,100	1	100	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	個人 E	1,800	9999999999999		
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
	蒔絵箱「木洩日の熊谷草」 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)	1,800	1	100	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	個人 F	1,665	9999999999999		
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
	八重山上布着尺紹織「田園」 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)	1,665	1	100	--

		支出先名		支出額	法人番号		
		その他		1,630	--		
		契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		その他 随意契約（その他）(会計法第29条の3第4項)		1,630	--	--	--
費目・使途 (単位：千円)		支出先名	契約概要（契約名）	費目	使途		金額
	A	定専坊	紙本著色親鸞伝絵	国宝重要文化財等 買上	国宝・重要文化財の売渡		371,800
国庫債務負担行 為等による契約 先リスト (単位：千円)		契約先名		契約額	法人番号		
		--		--	--		

その他備考

--

「国宝・重要文化財等の買上げ事業」ロジックモデル (R7年度予算額:1,003百万円)

現状

・令和7年5月1日現在、我が国では約1万件の美術工芸品が国宝・重要文化財に指定されており、その約80%が民間人・民間団体による所有となっている。

課題

・近年の急激な少子高齢化の進行等の中で、国宝・重要文化財の所有者による管理の維持・継続が困難となり、他者への売却等が検討されるケースが少なからず生じているが、対応を誤ると、当該文化財の滅失・毀損や海外流出のリスクを生じさせる。

本事業の目的

・有償譲渡が検討されている国宝・重要文化財等について、真に国による買上げが必要なものに限り、本事業による買上げを実施するとともに、買上げを実施した美術工芸品について、国民の財産として、広く公開・鑑賞の機会を確保する。

インプット (資源)

▶ アクティビティ(活動内容)

▶ アウトプット(活動目標)

短期アウトカム (成果目標)

中期アウトカム (成果目標)

長期アウトカム (成果目標)

【国宝・重要文化財等の買上げ事業】
R7年度予算額

総額
1,003,476
千円

買上げ予定件数
12件

・国による買上げが必要となる国宝・重要文化財等について、買上げを行う。

・国宝・重要文化財等の滅失・毀損や海外流出のリスクを未然に防止するとともに、貴重な品々が広く国民に公開・鑑賞される機会を確保する。

・本事業の対象となる事業の発生自体を抑制する観点から、全国各地の国宝・重要文化財等の状況についての的確に把握を行い、所有状態の不安定化に伴う滅失・毀損や海外流出の発生リスクが最小化する。

【KPI】
新たな所在不明文化財の発生件数(R6:0件)

・国による買上げが必要となる国宝・重要文化財等について、適切な価格評価等が行われ、執行効率を最大化・最適化させた買上げが実施される。

【KPI】
買上げが必要な文化財の買上げ実施率
(R6:71.4%)

・買上げを実施した国宝・重要文化財等について、国民の財産として、広く公開・鑑賞の機会を確保し、日本文化ブランディングを向上させる。

【KPI】
博物館等における公開活用の実施件数
(R6:42件)

インパクト

・全国各地において、国宝・重要文化財等が、所有者等により適切に維持・管理される環境を確保する。
・買上げを実施した国宝・重要文化財等の公開活用により、文化財保護制度への理解促進及び地域の活性化等につなげる。

今後の計画

・買上げ候補となる美術工芸品が多数存在している中、全体的にその価格や関連経費も増加傾向にあり、引き続き、設定したアウトカム指標等に基づき、毎年評価を行いつつ、事業の遂行に取り組む。

国宝・重要文化財等の買上げ

令和7年度予算額（案） 1,003百万円
（前年度予算額 1,003百万円）

現状・課題

1. 美術工芸品は動産であるため、所有者の経済的理由・相続等により、所在が不安定になりやすい。
2. 地域の美術館・博物館の文化財購入予算が削減されることで、地元伝来の文化財の所在が流動化している。
3. 文化財の所在が不安定化することで、文化財の管理が適切に行われず、文化財の価値が損なわれる危険性が高まる。
4. 適切なタイミングで文化財の買上げを行わない場合、国外流出等、国民の財産として公開活用の機会が永久的に失われる危険性が高まる。



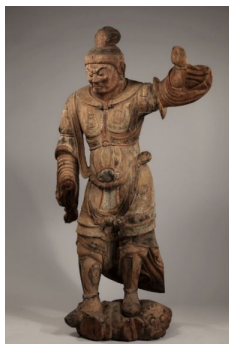
国外流失の危険性

平成20年、「木造大日如来坐像」（当時未指定）が、アメリカでオークションにかけられた。文化庁は所有者からの売渡の申し出がある一方、予算の都合上購入を断念した。

事業内容

歴史上、芸術上又は学術上価値が高い国宝、重要文化財及びこれらに準ずる文化財を国が買上げ、国民共通の財産として保存し、公開活用を図る。特に、管理が適切ではないもの又は国外流出・散逸等の恐れがあり、国において緊急に保存を図る必要がある文化財について購入し、国民共通の財産として公開活用に資すると共に、後世に継承する。

国外流失を回避



木造天王立像は、海外に設立される美術館の収集品候補となっていたところ、所有者を説得して買上げ、平成24年に重要文化財に指定。現在は、東京国立博物館で定期的に展示され、主たる展示品の一つとして親しまれている。

計画的な買上げ



医学書（崇蘭館本）は、330冊からなる医学書のまとまりであり、指定文化財に準じるものとして、買上げ、令和2年に重要文化財に指定。評価額が高額（11億5千万円）であったため、4年間かけて計画的に買上げを行った。

- 国有文化財を国立博物館・地方館に無償貸与し、広く国民の観覧の機会を提供。
- 文化庁主催の「新たな国民のたから展」で買上げ作品を公開。


公開・活用



「新たな国民のたから展」会場風景

アウトプット（活動目標）

買上件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
12件	12件	12件

短期アウトカム（成果目標）

買上げた劣化やき損の恐れのある文化財の修理を継続して行う。

中期アウトカム（成果目標）

買上げた文化財の8割について、公開等により活用する。

長期アウトカム（成果目標）

買上げた文化財を公開活用する美術館及び博物館の件数を増加させる。

（担当：文化庁文化財第一課）

国 宝 ・ 重 要 文 化 財 等 買 取 要 領

昭和 4 6 年 4 月 1 日

文化庁長官裁定

改正 昭和 4 9 年 1 2 月 1 1 日

昭和 5 0 年 1 0 月 1 8 日

平成 2 1 年 7 月 1 3 日

平成 2 2 年 7 月 2 9 日

平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

平成 3 0 年 1 0 月 1 日

令和 3 年 1 0 月 2 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、文化庁における国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財（東洋及び西洋の美術作品を含む。）（以下「文化財等」という。）の買取事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(鑑査会議)

第 2 条 文化庁に鑑査会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

一 買取方針案の策定及び改定

二 買取候補文化財等の選定

2 鑑査会議は、各号に掲げる 4 部門について、それぞれ当該各号に定める委員で構成する。

一 美術工芸品部門

文化財鑑査官、文化財第一課長、文化資源活用課文化財保護調整官、独立行政法人国立文化財機構の理事長又はこれに代わる者

二 有形民俗文化財部門

文化財鑑査官、文化財第一課長、文化資源活用課文化財保護調整官、独立行政法人国立文化財機構の理事長又はこれに代わる者

三 美術作品部門

文化財鑑査官、参事官（芸術文化担当）、文化財第一課長、独立行政法人国立美術館の理事長又はこれに代わる者

四 無形文化財資料部門

文化財鑑査官、文化財第一課長、文化資源活用課文化財保護調整官、独立行政法人国立美術館の理事長又はこれに代わる者

3 第 1 項第 2 号に掲げる事項を審議する場合には、その都度、主任文化財調査官、文化財調査官又は芸術文化調査官のうち買取候補文化財等に係る分野を担当する者及び独立行政法人国立文化財機構又は独立行政法人国立美術館の職員のうち買取候補文化財等に係る分野を専門とする者を委員として加えるものとする。

4 鑑査会議には、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 鑑査会議の委員及び臨時委員は、文化庁長官が指名し、又は委嘱する。

6 鑑査会議の議長は、文化財鑑査官とする。

7 鑑査会議は、文化庁長官がこれを召集する。

- 8 鑑査会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 9 議事は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(買取協議員及び評価員)

第3条 文化庁長官は、文化財等を買収しようとするときは、その都度、物件ごとに5人以上の買取協議員を、学識経験者の中から委嘱して、その意見を聞くものとする。ただし、国宝及び重要文化財については鑑査会議でそれが必要とされた場合に限る。

- 2 買取協議員は、合同して、文化財等の買収の可否その他買収に関する事項を調査審議し、それぞれ買収についての意見を、文書で、文化庁長官に報告するものとする。
- 3 文化庁長官は、文化財等を買収しようとするときは、その都度、評価員を委嘱して、その評価を求めるものとする。ただし、定価のあるものを買収する場合その他特別の事情がある場合については、この限りでない。
- 4 評価員の数は、物件ごとに、5人以上委嘱するものとする。ただし、当該物件につき5人以上の評価員を得難い事情があるときは、3人以上とすることができるものとする。
- 5 評価員は、個々に独立して、買収しようとする物件の価格評価を行い、評価の結果を、文書で、文化庁長官に報告するものとする。
- 6 買取協議員及び評価員は、買収しようとする物件について利害関係のない者のうちから、選ぶものとする。
- 7 買取協議員は、評価員を兼ねることができない。
- 8 文化庁長官は、買収しようとする物件に関する情報を事前に買取協議員及び評価員に提供しないものとする。

(買取価格の決定)

第4条 文化庁長官は、申出価格又は評価員による評価の結果を基礎として、買取価格を決定するものとする。

(買取物件の公表)

第5条 文化庁長官は、会計年度終了後、買収した文化財等に関する情報を公表するものとする。

(買取協議員及び評価員の氏名公表)

第6条 文化庁長官は、会計年度終了後、買取協議員及び評価員の氏名を公表するものとする。

(庶務)

第7条 買収に関する事務は、文化財第一課が文化庁の関係各課と協力して処理する。

附 則

(施行期日)

本要領は、令和3年10月21日から施行する。

国 宝 ・ 重 要 文 化 財 等 買 取 基 準

昭和 4 9 年 1 2 月 1 1 日

文 化 庁 長 官 裁 定

改正 昭和 5 0 年 1 0 月 1 8 日

改正 平成 2 2 年 7 月 2 9 日

改正 平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

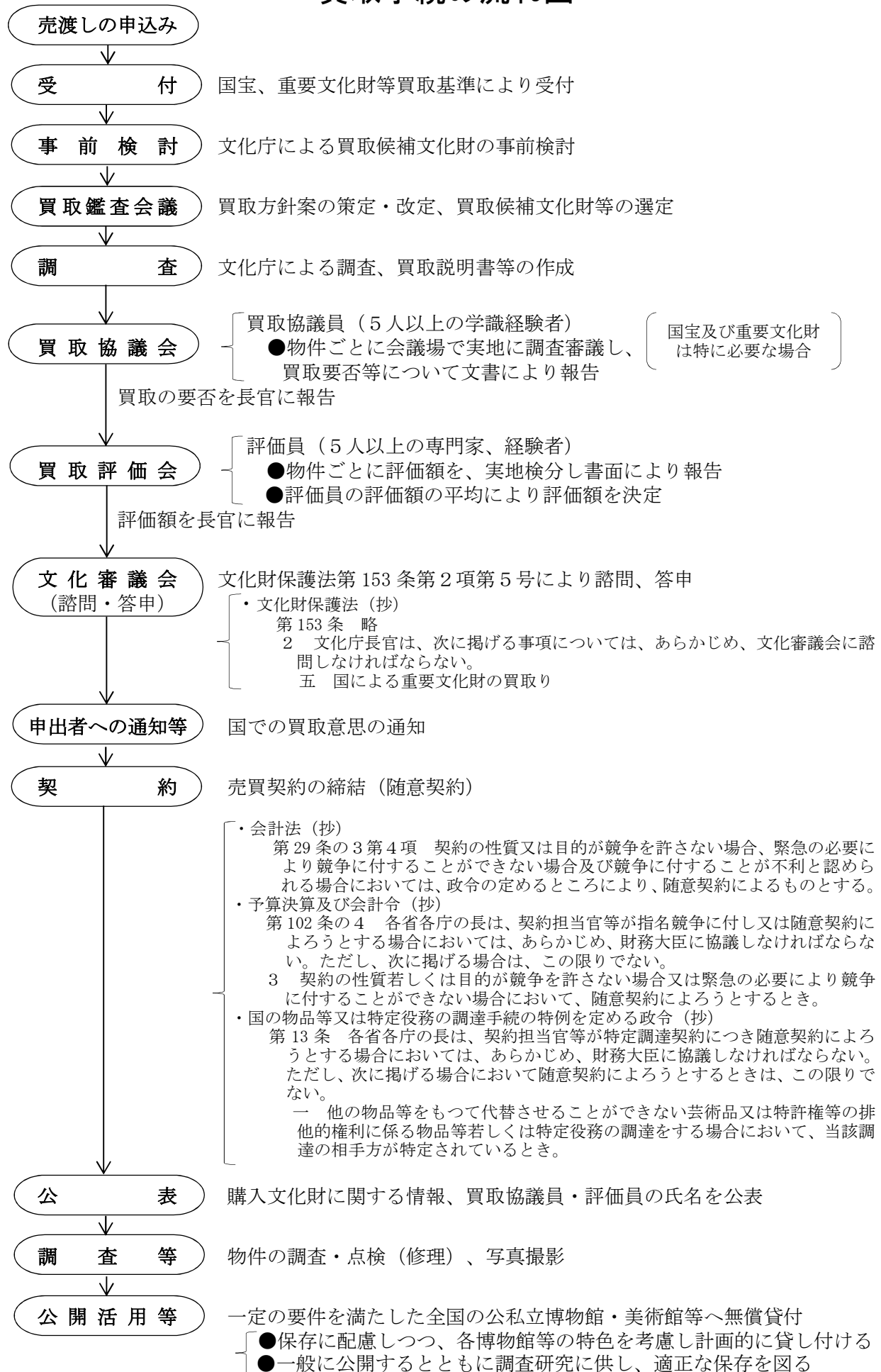
文化庁において買い取る国宝、重要文化財等は、歴史上、芸術上又は学術上価値が極めて高い国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財（東洋及び西洋の美術作品を含む。）で次の各号の一に該当するものとする。

- 1 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財又はこれらに準ずる文化財で国民共通の財産として国において計画的に購入し、保存を図る必要のあるもの。
- 2 文化財保護法第 46 条第 1 項（同法第 83 条において準用する場合を含む。）の規定により国に対して売渡しの申出があったもののうち国において保存を図る必要のあるもの。
- 3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財で管理が適切でないもの又は散逸等のおそれのあるもので国において緊急に保存を図る必要のあるもの。
- 4 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財に準じる文化財で海外流出及び散逸のおそれがあるため国において緊急に保存を図る必要のあるもの。
- 5 日本の近代美術作品又は東洋若しくは西洋の美術作品のうち国において保存を図る必要のあるもの。
- 6 重要無形文化財保持者等の作品のうち製作優秀なもので国において保存を図る必要のあるもの。

附 則

国宝・重要文化財等買上げ要領（昭和 47 年 6 月 29 日文化庁長官裁定）は、廃止する。

買取手続の流れ図





文化庁の紹介



政策について



行事・シンポジウム



広報・報道・お知らせ



統計・白書・出版物

[ホーム](#) > [政策について](#) > [文化財](#) > [国有財産の活用](#) > [文化庁購入文化財](#) > 令和5年度文化庁購入文化財一覧

令和5年度 文化庁購入文化財一覧

(単位：円)

番号	種別	区分	指定/認定年月日	記号番号	名称（契約件名）	作者	制作（製作）年	員数	購入額
1	絵画	—	—	—	絹本着色出山釈迦図（愚溪筆）	愚溪	—	1幅	138,600,000
2	彫刻	重要文化財	昭和15年10月14日指定	彫刻第123号	木造女神坐像	—	—	1軀	224,000,000
3	工芸品	重要文化財	昭和61年6月6日指定	工芸品第2509号	鍋島色絵岩牡丹文大皿	—	—	1枚	249,700,000
4	書跡・典籍	重要文化財	昭和25年8月29日指定	書跡・典籍第1403号	紙本墨書大唐三蔵玄奘法師表啓	—	—	1巻	88,000,000
5	書跡・典籍	重要文化財	昭和44年6月20日指定	書跡・典籍第2219号	拾遺和歌集	—	—	1帖	69,300,000
6	書跡・典籍	重要文化財	平成16年6月8日指定	書跡・典籍第2534号	前十五番歌合	—	—	1巻	100,100,000
7	書跡・典籍	重要文化財	平成16年6月8日指定	書跡・典籍第2535号	四十番歌合	—	—	1巻	90,200,000
8	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	—	—	木版摺更紗着物「緑寿」	鈴木滋人	令和4年	1点	2,200,000

9	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	備前白泥混淆花器	隠崎隆一	令和3年	1点	1,089,000
10	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	江戸小紋紹着物 「梨の切口」	小宮康助	昭和35年頃	1点	660,000
11	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	江戸小紋（突彫り小紋）着尺「段違い連子」	小宮康正	平成3年	1点	1,650,000
12	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	色絵雪花薄墨墨はじき萩文鉢	十四代今泉今右衛門	令和元年	1点	3,850,000
13	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	沈黒象嵌合子 「恒」	山岸一男	平成30年	1点	3,850,000
14	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	乾漆銀平文はちす箱	しんたにひとみ	令和3年	1点	2,640,000
15	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	透網代花籠「朝露」	河野祥篁	令和4年	1点	990,000
16	無形文化財 工芸技術資料	工芸技術資料	－	－	吹分盤	般若泰樹	令和4年	1点	1,650,000
17	アイヌ文化関係資料	未指定	－	－	アイヌ文化関係民族資料	－	－	169点	21,014,143
18	アイヌ文化関係資料	未指定	－	－	アイヌ文化関係文書資料	－	－	5点	4,267,166

[購入文化財の概要](#) (2MB)



PDF形式を御覧いただくためには、Adobe Readerが必要となります。
お持ちでない方は、[こちら](#)からダウンロードしてください。



文化庁の紹介



政策について



行事・シンポジウム



広報・報道・お知らせ

統計・

[ホーム](#) > [政策について](#) > [文化財](#) > [国有財産の活用](#) > [買取協議員・評価員一覧](#) > 令和5年度買取協議員・評価員一覧

令和5年度 買取協議員・評価員一覧

(敬称略・五十音)

【買取協議員】	【評価員】
荏開津 通彦	相澤 正彦
小山 弓弦葉	秋辺 日出男
貝澤 和明	秋山 勝彦
川上 淳	浅湫 毅
川北 裕子	五十嵐 聡美
木田 拓也	伊藤 嘉章
救仁郷 秀明	岩田 茂樹
近藤 都代子	上杉 智英
笹倉 いる美	上野 哲
島崎 慶子	大坂 拓
鈴木 邦輝	岡田 路明
竹内 順一	貝澤 守
竹浪 遠	神田 義雄
谷口 耕生	北原 モコットウナシ 北原 次郎太

手塚 薫	古曽志 隆
寺川 和子	児島 大輔
西田 香代子	児嶋 俊郎
花里 麻理	斎木 涼子
福島 恒徳	齋藤 玲子
	佐々木 利和
	佐々木 正直
	鈴木 さとみ
	鈴田 由紀夫
	関根 真紀
	瀬津 勲
	瀬谷 貴之
	外館 和子
	高木 庄一
	高橋 真作
	高橋 豊
	田中 大
	出利葉 浩司
	中島 利充
	永田 智世
	中村 知也
	西田 宏子
	長谷部 一弘
	廣瀬 隆人
	前坂 規之

	森 道彦
	羽田 聡
	平岡 智
	福田 朋秋
	藤本 孝一
	松原 龍一
	水上 嘉代子
	本橋 浩介
	柳 孝治
	山本 英男
	藪本 俊一
	吉田 茂樹
	吉成 秀夫
合計19名	合計52名

[ホーム](#) > [政策について](#) > [文化財](#) > [国有財産の活用](#) > [買取協議員・評価員一覧](#) > 令和5年度買取協議員・評価員一覧

文化庁の紹介

- [文化庁長官](#)
- [文化庁の組織](#)
- [文化庁案内図](#)
- [所管の法人等](#)
- [シンボルマークについて](#)
- [文化庁創立50周年](#)

政策について

- [文化行政の基盤](#)
- [芸術文化](#)
- [文化財](#)
- [著作権](#)
- [国際文化交流・国際貢献](#)
- [国語施策・日本語教育](#)
- [宗教法人と宗務行政](#)
- [博物館](#)

行事・シンポジウム

- [広報・報道・お知らせ](#)
- [報道発表](#)
- [その他のお知らせ](#)
- [日本文化の海外発信](#)
- [広報](#)
- [統計・白書・出版物](#)

盗難を含む所在不明に関する情報提供について ～取り戻そう！みんなの文化財～



連絡窓口

掲載の所在不明文化財にお心当たりがありましたらご連絡ください。

国指定文化財の場合

文化庁文化財第一課 所在不明文化財担当

電話番号：075-451-4111（代表）

地方指定等文化財・未指定文化財の場合

各文化財の詳細ページに記載している「連絡窓口」までお願いいたします。

新着情報

- | | |
|-------------|---|
| 2025年3月17日 | 新たに地方指定等文化財1件が所在不明です。 |
| 2024年10月23日 | 新たに未指定文化財1件が所在不明です。 |
| 2024年8月30日 | 新たに地方指定等文化財3件が所在不明です。
新たに未指定文化財5件が所在不明です。
所在不明文化財の2件が発見されました。 |
| 2024年5月16日 | 新たに地方指定等文化財1件が所在不明です。
所在不明文化財の1件が発見されました。 |
| 2024年3月26日 | 新たに地方指定等文化財2件が所在不明です。
所在不明文化財の1件が発見されました。 |
| 2024年1月24日 | 新たに未指定文化財1件が所在不明です。 |
| 2023年4月7日 | 所在不明文化財1件が発見されました。 |
| 2023年4月7日 | 新たに未指定文化財1件が所在不明です。 |
| 2022年12月12日 | 新たに未指定文化財1件が所在不明です。 |
| 2022年9月20日 | 新たに地方指定等文化財8件・未指定文化財4件が所在不明です。 |
| 2022年7月7日 | 所在不明の未指定文化財2件が発見されました。 |

[もっと見る](#)

所在不明文化財とは

所在不明の文化財

・所有者が転居し、所有者も現物も確認できなかった文化財

- ・所有者の死亡や、法人の解散等により、所在が確認できなかった文化財
- ・盗難されて未発見の文化財（盗難届提出済み）

追加で確認が必要な文化財

- ・所在不明とまでは断言できないが、所在場所についての確証が得られない文化財
- ・現所有者は明らかになっているが、連絡が付かない文化財
- ・所有者と連絡を取ることができるが、当該文化財の現物確認ができておらず、所在が明らかと言い切れない文化財

[これまでの経緯と取組について](#)

現在の状況（国指定）

（更新：令和7年3月28日）

所在が確認できたもの	所在不明と判明したもの	追加で確認が必要なもの	合計
10,354	135（0件）	35（5件）	10,524

- ※（ ）内の数字は、国宝の件数（内数）
- ※平成26年8月21日以降の新規指定の重要文化財は、合計に含まない。
- ※「追加で確認が必要なもの」は、公表していません。

所在不明文化財一覧

所在不明文化財の個別の情報は下記をご覧ください。

[国指定文化財について](#)

[国指定の所在不明文化財の内訳](#)

[地方指定等文化財について](#)

[未指定等文化財について](#)

- ※地方指定等・未指定の所在不明文化財については、各都道府県及び市区町村からの掲載希望の申出を受けて、掲載しております。
- それぞれの掲載内容についてのお問い合わせは、各文化財の詳細ページに記載している「連絡窓口」までお願いいたします。
- 掲載内容につきましては、文化庁は責任を負いかねますので、ご了承のほどお願いいたします。

発見事例

[発見事例について](#)

参考

[国宝・重要文化財（美術工芸品）の管理および届出等について](#)
[所有者のための手引き](#)

本件担当
文化庁文化財第一課 所在不明文化財担当
電話番号：075-451-4111（代表）

[ホーム](#) > [政策について](#) > [文化財](#) > 盗難を含む所在不明に関する情報提供について～取り戻そう！みんなの文化財～

文化庁の紹介

[文化庁長官](#)
[文化庁の組織](#)
[文化庁案内図](#)
[所管の法人等](#)

政策について

[文化行政の基盤](#)
[芸術文化](#)
[文化財](#)
[著作権](#)

行事・シンポジウム

[広報・報道・お知らせ](#)
[報道発表](#)
[その他のお知らせ](#)

申請・募集・情報公開

[パブリックコメント](#)
[公募](#)
[調達総合案内](#)
[採用情報](#)